						<b>电</b> 记地区
地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対 応 方 針
庵治地区	1	魅力ある観光・交流のまちづく りについて	現在、観光交流館において、工夫を凝らした催しを開催するなど情報発信に努めているが、集客力には限界があり、集客が伸び悩んでいる状況であることから、市として魅力ある観光・交流を育てるまちづくりに取り組んでもらいたい。 一例として、県内外から多くの参加がある「ファミリーマラソンin aji」や「ふれあい祭り庵治」を積極的なPR活動の場と捉え、観光交流課とスポーツ振興課等が連携し、インターネットも含めた積極的なPR活動を行い、効率的に地域間交流の促進を図ってはどうか。	創造都市推進局	観光交流課	「ふれあい祭り庵治」を始めとした観光イベントについては、プレス発表や市報への掲載、創造都市推進局のSNS(Facebook、Instagram、twitter)を通じた情報発信を行っております。今後は、更に効果的な情報発信等に繋がるよう、創造都市推進局内で連携を図りたいと存じます。
庵治地区	2	時代の変化に応える産業を育 てるまちづくり(農業の振興)に ついて	依然として地場産業である石材及び漁業関係は、環境的に厳しい状況であるが、それにも増して農業の分野においては、農業従事者の高齢化の進展に伴い、耕作放置面積が確実に増えている。加えて、後継者問題も含め、現在、農業が直面する様々な問題を考えると、10年後の農業は、決して希望が持てる状況ではない。市が対応可能な範囲で農業振興について、耕作放置された農地や若手農業従事者の不足等、現在の状況をどのように受け止めているのか、また、今後、市として時代の変化に対応する農業振興策についてどのような対応策を実施していくのかお聞きしたい。	創造都市推進局	農林水産課	農業従事者の減少により、耕作放棄地の割合も増加しております。 今後も農業を維持していくためには、農業の担い手を確保することが重要であると考えております。このため本市では「農業次世代人材投資事業」を活用し、新規就農者の確保を図ってまいりたいと存じます。 また、時代の変化に対応する農業振興策につきましては、ICTを活用した先端技術の導入に努めてまいりたいと存じます。
庵治地区	3	公共交通充実に係る支援策について	高齢化の進展に伴い、今後、さらに免許返納者が増加し、通院、買い物支援が必要な人が増えてくると思われる。 昨年、9月から10月にかけて、自治会加入全世帯を対象として、「庵治町の課題と将来のまちづくり」についてアンケートを行った結果、行政が重点的に取り組んでもらいたい意見として公共交通の充実が最も多く寄せられた回答であった。 例えば、具体的な支援策として、庵治地区単独でのコミュニティバスを運行するには、いくつもの課題があり、実現が困難と思われることから、他の選択肢として、現在、県外で取り組まれている乗合タクシーについて、市はどのように捉えているのかお聞きしたい。 加えて、これらのアンケートの結果を踏まえて、改めて地域住民の意識醸成を含めた支援策をお聞きしたい。	都市整備局	交通政策課	公共交通空白地域等におけるコミュニティ交通につきましては、地域の実状に応じた路線やモード・サービス水準を、地域と行政が一体となって考えていく必要があるほか、地域住民の皆様が積極的に関わり、利用を促進していくことが不可欠でございます。このため、本市では、昨年度、新たにコミュニティ交通の運行を目指す地域が行う、需要調査としての試験運行に対する補助制度を創設したところでございます。一方で、多くの利用者が見込めない地域においても、見込まれる需要に応じた、最適な交通モードや、新たな仕組みによる運送サービスを提供・確保することが必要であるものと認識しており、今後、新たな制度も効果的に活用する中で、乗合タクシーやデマンド交通などについての情報提供や、その運行に係る制度のわかりやすい説明に努めるなど、引き続き、地域の実情に即したコミュニティ交通の導入に向けて、地域と共々に検討してまいりたいと存じます。また、コミュニティ交通導入に向けた、地域住民の意識醸成のため、前述の補助制度の活用だけでなく、交通に関する勉強会の開催などを、積極的に行ってまいりたいと考えております。
庵治地区	4	各種イベント補助金について	持続的な地域間交流・連携を進めるためには、庵治地域の海洋資源、自然、水産業や石の文化や芸術のほか、「ファミリーマラソンin aji」や「ふれあい祭り庵治」などのイベントを生かした交流を通じて交流人口の拡大を図ることが重要である。しかしながら、「ふれあい祭り庵治」への補助金について今回も減額となり、合併直後から200万円余り減額している。特に打ち上げ花火については、歴史は高松まつりより古く、庵治地区の一大イベントとなっており、イベントの縮小は受け入れ難い。補助金の減額は、「あじっ子市場」についても同様に減額されているが、これ以上減額しないよう補助金を継続してもらいたいが、庵治地区のこれらのことについて市はどのように考えているのかお聞きしたい。	創造都市推進局	観光交流課 農林水産課	新型コロナウイルス感染症拡大の収束がみえない状況において今年度における観光イベントについては、参加者を始め市民の安全を第一に考え、「ふれあい祭り庵治」を含め、夏までの観光イベントは全て中止となっております。現在、第8次高松市行財政改革計画に基づき、持続可能な財政基盤を確立するため、実施項目の一つとして、観光イベントに対する補助金の見直しを図ることとしており、当該イベントを含む市全域の各イベントについて、経費削減と自主財源の確保を促進し、補助金割合の適正化を図ることとしております。今後ともイベントの実施内容を工夫しながら、安定的な財源が確保できるよう検討いただきたいと存じます。
庵治地区	5	「高松市立地適正化計画」における居住誘導区域外での具体 的な取り組みについて	高松市立地適正化計画において、居住誘導区域でない地区の取り扱いはどうするのか。昨年度の地域審議会においても、これらと同様の意見を提出したが、具体的な方策は示されなかった。 昨年度、具体的な整備については、地域の方々とコミュニケーションを取りながら、予算の範囲内で対応していく旨の回答があったが、この一年で進展はあったのか。  改めて、居住誘導区域外におけるまちづくりの具体的な考え方、方策を説明されたい。	都市整備局	都市計画課	居住誘導区域外におけるまちづくりの考え方についてでございますが、本市では、平成30年4月に改定した「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」において、居住誘導区域外では、「コミュニティ等の自立自主的な活動等に支えられ、恵まれた自然と調和した、地域の豊かさを感じられるまちを目指すこと」、また、「公共交通や幹線道路等の生活を支えるインフラを確保し、将来にわたり住み続けられる生活環境を維持すること」としております。 このうち、令和元年度におきましては、地域の暮らしやすさの向上を図るため、津波・高潮関連整備事業として、庵治港の地震・津波対策工事(胸壁等)を実施したところでございます。また、昨年6月には、都市構造の集約化に向けた総合的な施策パッケージを取りまとめ、市街地拡大抑制に係る土地利用規制のほか、居住誘導区域外における住環境の維持向上に資する事業なども含め、17の施策・事業を、取りまとめたものでございまして、居住誘導区域外における住環境の維持向上に資する事業としましては、溢水への対応や生活道路整備事業、担い手への農地集積促進事業、優良農地確保対策事業を掲げており、順次実施していくこととしております。 今後とも、庵治地区のまちづくりに当たりましては、地域コミュニティ協議会等を通じて、御意見をお伺いするとともに、地域の皆様の御理解と御協力を頂きながら、取り組んでまいりたいと存じます。
庵治地区	6	市道の整備について	市道の整備について、本年1月の勉強会では、建設計画に登載の3路線は、既に完了済みとの説明があったが、谷東線、才田2号線は、建設計画に災害時における避難所へのアクセス道路として位置づけられている。 特に、谷東線は、平成29年に地元から要望書も提出されているが、地権者との関係で課題があるとの説明であった。引き続き鋭意取り組んでいただきたい。	都市整備局	道路整備課	谷東線を始めとする市道の整備につきましては、、地元関係者の合意形成を図っていただき、高松市生活 道路事務処理要綱に基づき、協議を進めてまいりたいと存じます。

## 合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見について

## 庵治地区

						75.025
地区名	項目 番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対 応 方 針
庵治地区	7	公共施設の運営・管理につい	現在の庵治コミュニティセンターは、旧庵治町時代に公民館・武道場として、昭和59年に建設された建物であり、内外ともに老朽化が進んでいる。今年、1月には、強い季節風により、コミュニティセンターの屋根材が飛ばされ、隣家に被害が及んだと聞いている。また、周辺は通学路でもあり、重大な事故も懸念される。指定管理者でもあるコミュニティセンター職員は、日々の業務の中で目視点検を行っているが限界がある。町内には、他に類似の市有施設もあることから、老朽化や災害で市有施設の破損が原因で、民家等にも被害が及んだ場合、双方の原状回復に係る保険適用も含め、今後の対応方針を示していただきたい。	市民政策局 財政局	地域振興課 ファシリティマネジメ ント推進室	本市の公共施設につきましては、日頃から、安全確保に努めておりますが、庵治コミュニティセンターの屋根の一部が強風で破損し、飛散した屋根材により隣家の屋根が損傷するという事案が発生しました。当該コミュニティセンターの屋根につきましては、損壊部分の修繕に加え、緊急点検し、劣化があった部分については、補強をするなどの処置を講じたところであります。 本市の公共施設の安全管理対策は、法定点検に加えて、日常点検を重視する考え方から、専門的知識のない職員であっても、目視等により施設の劣化状況を的確に把握できるよう、「公共施設点検マニュアル」を作成し、点検・確認項目やその手法等を明確に定めるとともに、年2回の点検実施を義務付けているところでございます。 しかしながら、御指摘のとおり、目視等による点検では不具合の把握に限界がございますことから、今回の事案を教訓として、安全管理対策の一層の強化に取り組む必要があるものと存じております。このようなことから、今後、公共施設の老朽化に伴う損傷や自然災害の発生等に備え、予防的な観点から不具合等の把握に努めるとともに、必要な対策は、優先的かつ計画的に実施するなど、公共施設の安全管理対策に、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。 なお、本市において加入している保険(全国市長会市民総合賠償補償保険)につきましては、市が所有、使用、管理する施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因して、市が法律上の損害賠償責任を負う場合の保険金が支払われるものでございまして、自然現象が原因で発生した損害につきましては適用されないものでございます。